

発注者支援

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下、「品確法」）が平成17年4月に施行され、同年8月には法律に基づいた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の閣議決定、および9月には「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」が示され、法律の理念を具体的の実現していくための方策が整備され、各公共事業の発注者のもとで本格的な取り組みが行われています。

また、国土交通省をはじめとする発注者においては、公共工事を取り巻く環境の変化を踏まえ、調査・計画、設計・積算、入札・契約および監督・検査といった発注者責任を果たすための建設生産システムの再構築に向けた対応策が継続して検討されています。

一方、市町村など比較的規模の小さい自治体においては、技術者不足などにより発注者としての責務を果たすことが困難な場合が少なくありません。こうした発注体制が脆弱な市町村等については、国および都道府県等がその市町村を支援することが「品確法」で規定されています。

こうした中、国土交通省各地方整備局および都道府県等を中心にいろいろな取り組みが試行あるいは計画され、市町村等への発注者支援施策が整備されてきています。

今回の特集では、国土交通省における発注者支援施策の概要と、その中の事例として中部地方における発注者支援の取り組みについて紹介したいと思います。



中部地方における発注者支援の 取り組みについて

国土交通省中部地方整備局
工事品質調整官 わたなべ こうきち 渡辺 光吉

1. はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）が平成17年4月から施行され、すべての公共工事の発注者は発注関係事務を適正に実施しなければならない責務があり、また、その責務を果たすことが困難な発注者については、国および県等がその発注者を支援することとなっている。

中部地方整備局管内の公共工事における発注者支援の取り組みについては、本誌の6月号でその概要を紹介したが、本稿では、その後推進協議会が実施している発注者支援機関および技術者の認定制度や、工事成績評定のデータベース化などを中心に発注者支援の概要を紹介するものである。

2. 施工体制の確保に関する 推進協議会について

発注者支援については、愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、静岡市および中部地整で、「施工体制の確保に関する推進協議会」（以下「推進協議会」という）を設立して進めており、この推進協議会を開催して管内の市町村への発注者支援についてその推進を図っているところであ

る（平成16年度に2回、平成17年度に5回の推進協議会を開催）。

施工体制の確保に関する推進協議会

発 足：平成12年9月

委員長：中部地方整備局 企画部長

委 員：中部地整 営繕部長，地方事業評価
管理官

岐阜県 建設管理局長

静岡県 土木部長

愛知県 建設部長

三重県 県土整備部長

名古屋市 緑政土木部長

静岡市 建設局長

オブザーバー：長野県 土木部長

平成18年度においては、推進協議会を2回開催しており、その主な協議内容は次のとおりである。

- ① 「発注者支援機関及び技術者認定制度」の認定実施
- ② 「小規模成績評定要領（案）」の試行実施
- ③ 成績評定データベース化の検討

3. 発注者支援機関および技術者 認定制度について

推進協議会では、市町村への発注者支援を行う

ため、「公共工事発注者支援機関認定制度」および「公共工事発注者支援業務技術者認定制度」を独自に創設し、平成17年10月から試行的に運用を開始している。

発注者支援機関の概要および取り組み状況について表－1～4に示す。また、発注者支援業務技術者を民間の技術者にも拡充する予定である（詳細については、今後、中部地方整備局のHPに掲載

表－1 外部支援機関の活用による発注者支援

(法 15条 発注関係事務を適切に実施できる者の活用)

- 1. 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定。
- 3. 国・都道府県は、発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係業務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等に努力。

(基本方針 8 発注事務を適切に実施することができる者の活用)

- (1)国・都道府県による支援
 - 各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。
 - 国及び都道府県の支援策
 - ・ 発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
 - ・ 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。
- (2)国・都道府県以外の者の活用
 - 当面、公共工事を発注する地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

表－2 公共工事発注者支援機関の認定中部地方における市町村支援（試行）の取り組み

『公共工事発注者支援機関の認定』

- 概要
発注者支援業務(設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助等の業務を発注者の責任のもと支援する業務)を実施する機関を認定する制度
- 機関の認定者:施工体制の確保に関する推進協議会(中部地方整備局・4県2政令市)
- 機関の認定要件
 - ・ 公平性、中立性が担保されること
 - ・ 土木工事に関する各種基準に精通していること(専門性の担保)
 - ・ 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
 - ・ 業務遂行に必要な技術者が確保できること
- 認定機関

土木工事(H17.10認定)	建築工事(H18.1認定)
(財)岐阜県建設研究センター	(財)岐阜県建設研究センター
(財)静岡県総合管理公社	(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター(H18. 5追加認定)
(財)愛知県都市整備協会	(財)愛知県住宅供給公社
(財)愛知水と緑の公社	
(財)三重県建設技術センター	(財)三重県建設技術センター
(社)中部建設協会	(社)中部建設協会
	(社)公共建築協会 中部地区事務局

表－3 公共工事発注者支援業務技術者の認定

- 概要
発注関係事務(設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助)を適切に実施するため、発注者支援業務の管理技術者となり得る支援技術者(支援機関に所属)を認定する制度
- 発注者支援業務技術者の認定者： 施工体制の確保に関する推進協議会
- 発注者支援業務技術者の種別
 - ・ I 種： 全ての発注者支援業務(設計・積算補助、監督補助、技術審査補助、検査補助)の管理技術者となりえる者
 - ・ II 種： 設計・積算補助及び監督補助業務の管理技術者となりえる者
- 発注者支援業務技術者の認定要件等は下記のとおり(以下の全てに該当する者)
 - ・ 認定を受けた機関と恒常的な雇用関係がある者
 - ・ 「発注者支援業務技術者認定試験」に合格した者
 - ・ 「発注者支援業務技術者講習会」を受講した者(有効期間:3年)
- 「発注者支援業務技術者認定試験 I 種及び II 種」の受験資格(詳細は別紙)
 - ・ 「技術士(総合技術監理部門等)」又は「一級土木施工管理技士」の資格を有し、一定の実務経験年数等を有する者
 - ・ 公共工事の発注者として、一定の実務経験年数等を有する者
- 公共工事発注者支援業務技術者数

※ 認定者数は各試験の累計である

土木工事(H17. 10、H18. 5認定)				建築工事(H18. 1 認定)	
	I 種	II 種	計		I 種
(財)岐阜県建設研究センター	42名	4名	46名	(財)岐阜県建設研究センター	3名
(財)静岡県総合管理公社	32名	7名	39名	(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	—
(財)愛知県都市整備協会	5名	7名	12名	(財)愛知県住宅供給公社	25名
(財)愛知水と緑の公社	1名	4名	5名	(財)三重県建設技術センター	5名
(財)三重県建設技術センター	36名	18名	54名	(社)中部建設協会	2名
(社)中部建設協会	66名	32名	98名	(社)公共建築協会 中部地区事務局	3名
合 計	182名	72名	254名	合 計	38名

表－4 発注者支援業務技術者認定試験 (I 種、II 種) の受験資格

- 発注者支援業務技術者 I 種(下記の①～③のいずれかに該当する者)
- ① 技術士(建設部門又は総合技術監理部門)の資格を有し、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場(土地収用法第3条に規定する事業の発注者及びその発注関係事務を支援する機関も含む。以下同じ)における5年以上の技術的実務経験(技術審査・設計・積算・監督・検査業務等の技術を要する業務)を有し、技術的実務経験の内2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験を有している者
 - ② 一級土木施工管理技士の資格を取得後、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における5年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験の内2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験を有している者
 - ③ 公共工事の発注者としての実務経験が20年以上で、その内指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験を有し、技術的実務経験の内2年以上の技術審査、検査、成績評定等業務の経験を有している者
- 発注支援業務技術者 II 種(下記の④～⑥のいずれかに該当する者)
- ④ 技術士(建設部門又は総合技術監理部門)の資格を有し、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、公共工事の発注者の立場における3年以上の技術的実務経験を有している者
 - ⑤ 一級土木施工管理技士の資格を取得後、指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有し、公共工事の発注者の立場における3年以上の技術的実務経験を有している者
 - ⑥ 公共工事の発注者としての実務経験が13年以上で、その内指導・監督的な立場で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験を有している者

載予定)。
なお、発注支援機関における市町村への取り組み状況は表－5 のとおりである。
また、市町村等が「総合評価方式」により入札

契約手続きを実施する場合に、地方自治法に規定されている意見聴取する学識経験者に、品確法において別の発注機関の実務経験者も認められている。したがって、推進協議会では市町村等が学識